

令和5年度 第1回 北浜東小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和5年5月22日（月） 13時30分から15時15分まで
- 2 開催場所 北浜東小学校 特別室
- 3 出席委員 鈴木 博、市川 義、倉橋 芳久、永井 秀和、太田 祐介、
小栗 和英、長谷川 友香
- 4 欠席委員 なし
- 5 学 校 花井 清孝（校長）、杉浦 通之（教頭）、
菅沼 秀明（CS担当教員）、入手 佑香（CSディレクター）
- 6 教育委員会 堀田 洋一（教育総務課）
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 入手 佑香
- 9 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、倉橋委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

10 協議事項

- （1）学校運営に関する基本的な方針の確認について
- （2）いじめ防止等のための基本方針の確認について
- （3）夢育やらまいか事業に対する意見書について
- （4）地域ふれあい活動について

11 会議記録

司会の菅沼から、委員総数7人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）学校運営に関する基本的な方針の確認について

校長から、学校経営書を用いて学校運営に関する基本的な方針について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

・学校教育目標達成のために、目指す子供の姿が書かれているが、「徳」の部分が子供の姿ではなく教員対応について書かれているように感じた。「徳」には、道徳授業やいじめなどのことが盛り込まれるのではないか。（市川委員）

（2）いじめ防止等のための基本方針の確認について

校長から、いじめ防止等のための基本方針について説明があり、委員から、以下の発言があった。

・いじめ防止等のための基本方針の作成の経緯について、浜松市教育委員会の全体の方針として掲げ、それを受けて各学校が取組をしているのか。（鈴木委員）

・大津のいじめ問題をきっかけに国からいじめ防止対策推進法が制定された。当時から、各校にはいじめ防止基本方針はあった。昨年度、浜松市でもいじめが問

題となり、浜松市のいじめ防止基本方針の見直しがされた。それを受けて各学校のいじめ防止基本方針の見直しがされた。(教育総務課)

・いじめ防止等のための基本方針は各学校のホームページにも掲載されており、基本的な部分は一緒だが、いじめの防止等に関する取組については、自校の特色があり、各学校の特色に合わせて取組をしていく。(教育総務課)

・いじめの早期発見について、「臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。」とあるが、どのような時に行うのか。また、実際に行ったことがあるのか。(倉橋委員)

・必要に応じて行う。いじめの疑いがある場合やいじめを把握した場合など、各学級で詳細を確認する必要がある場合に行う。(校長)

・各学級では、月ごとに目標を設定している。学級活動では、クラスの様子で良かった点や問題点を挙げながら学級改善していく話し合いがされている。(教頭)

・いじめに気付くこと、見つけることは難しく、いじめがあっても誰かに相談することができない子供もいる。子供たちの思いが吸い上げられるような学校にしてもらいたい。学期1回のアンケートだけでなく、一人ひとりに話を聞く時間など地道なことをしていかないといじめは見つからない。(倉橋委員)

・学校には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されているので、専門職を活かし教員と協力しながらいじめを受けた子供が相談しやすい環境を作っていく。(鈴木委員)

(3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

教頭から、夢育やらまいか事業CS加算分の資金使途の説明と地域ふれあい活動を通して、地域に愛着と誇りを持ち、子供たちの社会性を高めるとともに興味や関心が深まるよう地域の人材を活用して交流の場を設けるとの説明があった。

(4) 地域ふれあい活動について

議長の指示により、教頭から、12月8日(金)に予定している地域ふれあい活動について説明があった。次に地域ふれあい活動の講師が万が一いなかった場合、保護者の参画をどうするか、学校支援ボランティアの拡充についての3点を熟議してもらいたい旨の説明があり、委員から、以下の発言があった。

①地域ふれあい活動の講師が万が一なかった場合

・講師がいない地域に対しては、講師の人数が多く確保できる地域から講師が不足している地域をバックアップしていく。(鈴木委員)

・講師の捉え方について、講師となると指導しないといけなように感じるが、子供たちと一緒に活動するスタンスでよい。縄を縛う経験がない人が多いので、永島自治会では事前に実習を行った。対応する中で、人を発掘することやお互いに練習することで解決することもできる。(市川委員)

・自ら進んで講師や活動に参加する方は少ない。活動に参加してもらうように背中を押すことは大事である。善地自治会では、自治会長を通して自治会長の経験者や縄を縛った経験者がある氏子総代経験者に依頼している。(永井委員)

②保護者の参画をどうするか

- ・地域ふれあい活動には、地域だけでなく保護者の方も一緒に参加してもらうことで裾野が広がる。(市川委員)
- ・地元には子供会があるので、子供会の役員に声を掛けてはどうか。団体を上手に使い、事前に年間の活動計画を伝えておくことである程人数の確保をしてもらうことができるのではないかと。(永井委員)
- ・12月8日の地域ふれあい活動を自由参観日として、活動している子供たちの様子を保護者に見てもらえる機会を作る。保護者には、事前にメールをして参加者の人数を把握する。(教頭)

③学校支援ボランティアの拡充について

- ・保護者には、メールでボランティア募集をする。地域に関しては、コミュニティ・スクールだよりを回覧して呼びかける。(市川委員)
- ・自分自身も活動に参加しようと思う。また保護者にも声を掛けていきたい。
(太田委員)
- ・各学年の学級委員がいるので、学級委員の方に参加してもらうように呼びかけてみてはどうか。学級委員から他の保護者にも声を掛けてもらう。(長谷川委員)
- ・人材は地域に限らず、学区外に住んでいる方でも可能なのか。可能であれば、学区外に住む子供たちの祖父母に声を掛けてみてはどうか。(小栗委員)
- ・学区外の方でも構わない。広く学校支援ボランティアとして来てもらえると嬉しい。(市川委員)
- ・お孫さんと関りがある学校の方が活動に参加しやすいと思う。祖父母の方は、学校に行く機会が少ないので、孫が通う学校の様子を見ることができて嬉しい。
(小栗委員)
- ・前任校では、協働センター便りで学校支援ボランティアを周知したところ、学区外の方が毛筆やミシンの補助に参加して、子供たちとの関わりを楽しんでくれた。(校長)

その他報告事項等

司会から、次回会議は、令和5年12月18日(月)午後2時から開催する旨の報告があった。